

インドにおける特許権行使上の留意点

国際第3委員会*

抄録 インドは、2005年に物質特許の導入など大きな特許法の改正が行われたこともあり、我国からインドへの特許出願は著しく増加している。そのような中、2005年の特許法や特許規則の改正における最新の情報を正確に把握することが特許実務上きわめて重要である。

本稿では、最近の特許法及び特許規則の改正を踏まえて、インドにおける特許権行使上の留意点を検討したのでここに報告する。

目次

1. はじめに
2. インド特許制度の概要
3. 特許権の効力
 3. 1 侵害の態様
 3. 2 間接侵害
 3. 3 効力が及ばない範囲
 3. 4 特許表示
4. 民事的救済措置
 4. 1 救済内容（特許権侵害に対する請求権）
 4. 2 裁判所組織
 4. 3 裁判管轄
 4. 4 裁判官
 4. 5 訴訟代理人・弁護士
 4. 6 民事訴訟手続
 4. 7 民事手続と訴訟の一般的なフロー
 4. 8 訴訟の状況
5. 行政的救済措置（税関による救済）
6. 刑事的救済措置
7. 裁判外救済措置（ADR）
8. 被告の対応手段
 8. 1 非侵害確認訴訟
 8. 2 侵害訴訟における抗弁
 8. 3 先使用権
9. おわりに

1. はじめに

近年のインドの経済成長は目を見張るものがあり、外務省の各国地域・情勢情報によれば2007年のインドの経済成長率は8.7%に達するなど、アジア地域において中国の次に成長性が高い国となっている。日本は、インドの発展に伴って、インドとの交易が増え、経済においても密接な関係が築かれている。

このような背景の下、インドにおいては2005年に物質特許の導入など大きな特許法改正が行われたこともあり、我国からインドへの特許出願は、インドの経済発展に伴い、著しく増加してきている。

国際第3委員会ではこのような状況を踏まえ、数年の年月をかけてインドの法制度を調査し、その結果を、2007年5月に「インドにおける特許取得上の留意点」（資料355号）として発行した。欧米諸国と比較し、法制度に関する情報の少ないインドへ特許出願するにあたっては、この資料が貴重な参考資料の一つになっているとの有難いお言葉を会員各社の実務担当者

* 2008年度 The Third International Affairs Committee

の方々から頂戴している。

また、特許制度の世界的なハーモナイゼーションなどに伴う制度改革は、アジア諸国にも及んでおり、これら各国においても実務に大きく影響を及ぼす特許法等の改正が頻繁に行われている状況であり、制度的には整備されている。しかし、運用面ではまだまだ欧米諸国のレベルに達していないのが現状である。そこで、2005年2月にアジア諸国における特許権および実用新案権を保護するための制度を解説し、さらに権利行使にあたっての留意点をのべた「アジア諸国における特許権行使上の留意点」(資料318号)を発行した。しかし、ここでは、インドにおける権利行使上の留意点については述べられていなかった。

そこで2007-2008年度の国際第3委員会第4ワーキンググループのうち、本間 茂晃(トヨタ自動車 前副委員長)、野村 啓輔(大塚製薬、現副委員長)、浅野 弘揮(新日本製鐵)、伊藤 純子(三菱化学)、澤田 吉裕(三菱マテリアル)、中田 龍男(日立製作所)、永田 英之(日立製作所)、宮下 聡史(三菱レイヨン)、宮崎 義久(豊田自動織機)以上9名は2年をかけて、インドにおける特許権保護制度およびその運用状況を調査した。また、アジア戦略PJの活動とも連携し、現地特許事務所への質問による権利行使のための制度や運用状況の調査結果を盛り込むとともに、特許権の侵害事件に対処するために必要な基本的事項を提供する。本稿が会員各社のインドにおける特許侵害事件を進める上での一助になれば幸いである。

なお、本稿でインド特許法の条項を引用する場合は、法律名を付すことなく単に条文のみを記載し、インド特許法施行規則を引用する場合は、(規則○)と記載し、特許法以外の法令の条項を引用する場合は、法令名と条文を併記した。

2. インド特許制度の概要

インドの特許法は1970年に制定され、その後、幾度かの改正が行われている。近年では2005年に特許法改正(2005年1月1日施行)され、同年4月5日に修正されて現在に至っている。また特許法施行規則は2006年に改正(2006年5月5日施行)されている。

2005年(2005年1月1日施行)の特許法改正では、大幅な内容の変更がなされ、医薬品、微生物、化学物質などの特許が認められることとなった。

3. 特許権の効力

3.1 侵害の態様

特許権の付与を受けた特許権者は、次に掲げる排他的権利を有する。

インドにおいて、特許の保護を受ける製品につき、これを第三者が製造し、使用し、販売を申し出、販売し、または生産、使用、販売の申し出、もしくは販売を目的として輸入することを禁止する権利(48条(a))。

インドにおいて、特許の保護を受ける方法を使用し、また当該方法を用いて直接作り出される製品を使用し、販売を申し出、販売し、または使用、販売の申し出、もしくは販売を目的として輸入することを許さない権利(48条(b))。

3.2 間接侵害

インドにおいて、間接侵害に相当する制度として、108条の(2)の規定があり、「主要な用途が侵害商品の創作である素材及び器具」については、押収、没収、破棄の命令が下される場合がある。しかし、侵害行為としては認められていないため、損害賠償などは請求することができない。

3. 3 効力が及ばない範囲

以下の場合には、特許権の効力は及ばないとされる。

① 特許権の保護を受ける製品または方法が、インド領域内を一時的にまたは偶発的に通過する外国国籍の船舶、航空機、陸上車両において使用されている場合（49条（1））。

但し、同様の規定を有しない外国国籍の船舶等に対しては、適用されない（49条（2））。

② 特許権の保護を受ける製品を生産し、販売または頒布する正当な権利を法に基づき有する者から当該製品を輸入した場合（107条A（b））。

③ 特許付与の対象である機械、器具その他の物品または特許の保護を受ける方法により製造された物品を、インド政府が自ら使用する目的で輸入または製造する場合（47条（1））。

④ 特許付与の対象である方法を、インド政府が自ら使用する目的で使用する場合（47条（2））。

⑤ 特許付与の対象である機械、器具その他の物品若しくは特許の保護を受ける方法により製造された物品または特許付与の対象である方法を、試験・研究の目的で使用する場合（47条（3））。

⑥ インド又はインド以外の国において、現に有効な法律に基づき必要とされる開発及び情報の提出のために特許発明を使用する場合（ボラー条項¹⁾）（107A（a））。

⑦ 医薬品を、インド政府が自ら使用する目的で、輸入する場合（47条（4））。

⑧ 出願中または特許付与後の発明について、インド政府または政府目的のために政府から書面による認可を受けた者が使用する場合（100条－101条）。

3. 4 特許表示

特許権侵害訴訟において、損害賠償又は不当利得返還については、侵害行為のあった日に当該特許権の存在を知らず、かつ、知らないことに合理的な理由があったことを立証する者に対しては、これを許与しない。

何人も、「特許」、「特許取得済」という文言、又は当該物品について特許権取得を表示若しくは示唆する何らかの1若しくは2以上の文言を物品に貼り付けているだけの理由では、当該文言に特許番号を伴わない限り、特許権の存在を知り又はそれを知るのに合理的な理由があったものとは、みなさない（第111条（1））。

特許権者は訴訟する上で潜在的な侵害者に注意喚起するために物、パッケージ、販促資料等の各種方法により特許番号表示することが望ましい。特許表示がない場合には、侵害者が、罪のない侵害者であることを主張することが可能になり、損害賠償から逃れる理由になりうる。従って、損害賠償の救済を守るために、特許権者は、潜在的な侵害者に十分に気をつけるように、物、パッケージあるいは他の方法での見やすい特許表示を行ってもよい。例えば、医療用の錠剤のように個々の単位の製品における特許表示がなくても、侵害者が侵害品・侵害された製法に関する特許の存在を知っていることを証明する証拠がある限り、特許権者の主張に影響を与えない。したがって、販促資料やパッケージにおける表示でも十分な警告を構成する特許表示になりうる。

但し、製品またはパッケージにおける特許表示は、提訴の要件ではない。

4. 民事的救済措置

4. 1 救済内容(特許権侵害に対する請求権)

特許権侵害に対して救済を求めるものは民事

裁判所に民事訴訟（侵害訴訟）を提起することにより救済を求めることができる。

裁判所が許与する救済措置は差し止め命令、損害賠償、不当利得の返還請求の何れかである（108条（1））。また、侵害していると判明した商品、主要な用途が侵害商品の創作である素材及び器具について押収、没収及び廃棄すべき旨の命令をすることができる（108条（2））。損害賠償請求に関して、特許権者は公開日に遡って特許侵害による損害賠償を請求できる。但し、その対象は通常の出願のみでありメールボックス出願²⁾は対象でない。また、訴訟手続きは権利付与後でなければできない（11A条）。

4. 2 裁判所組織

インドは28州及び7連邦直轄領³⁾から成る連邦国家であるが、連邦裁判所と州裁判所という二元制ではなく、単一制の司法制度が採用されている。

すなわち、最高裁判所と高等裁判所があり、各州に下位裁判所としての地方裁判所が存在するピラミッド型の裁判所組織となっている。なお、各州に高等裁判所を置くものとされている⁴⁾が、複数の州を管轄する高等裁判所があるため、州の数（28州）と高等裁判所の数とは一致していない。

4. 3 裁判管轄

侵害者の居住地、又は侵害行為発生地域を管轄する地方裁判所、第一審管轄権を有する高等裁判所（ニューデリー、コルカタ、ムンバイ、チェンナイ）に訴訟提起できる（104条）。

特許侵害に係わる訴訟は、地方裁判所より下級の裁判所に対して提起できない。但し、被告が特許取消の反訴をした場合、当該訴訟については、これを当該反訴とともに高等裁判所へ移送される（104条）。

4. 4 裁判官

インド最高裁判所は長官及び25名以下の裁判官によって構成される⁵⁾。

最高裁判所裁判官は、5年以上高等裁判所の裁判官であった者、10年以上高等裁判所の弁護士であった者又は大統領が卓越した法学者と認める者の中から、大統領が任命する⁶⁾。

一方、高等裁判所裁判官は、10年以上司法官又は高等裁判所弁護士であった者の中から、大統領が任命する⁷⁾。

さらに、地方裁判所裁判官は、連邦又は州の司法職にある者、又は、7年以上の弁護士経験があつて高等裁判所に推薦された者の中から、各州の知事が任命する⁸⁾。

4. 5 訴訟代理人・弁護士

弁護士の資格要件については、1961年インド弁護士法（the Advocates Act, 1961）に規定されている。

インド国民であること⁹⁾、21歳以上であること等が必要であり、一定の犯罪者等は欠格者とされるが、最も重要な要件は、インド法曹評議会（the Bar Council of India）の認定を受けた大学において一定の法学位を取得していることである¹⁰⁾。

4. 6 民事訴訟手続

(1) 当事者適格

1) 特許権者

侵害訴訟を提起する権限を有しているのは特許権者のみであるが、特許譲受人も権限譲渡の登録申請が訴訟提起日の前に提出されていれば侵害訴訟を提起することができる。また、特許権者に加えて、一部の関係者も法により侵害訴訟の提起を認められている様である。

2) 専用実施権者

専用実施権者は実施権許諾日以降の特許侵害

について侵害訴訟を提起することができる。専用実施権保有者による侵害訴訟において、特許権者は原告として訴訟に参加しない限り被告として参加しなければならない。ただし被告に加えられた特許権者は、出頭し訴訟手続きに関与しない限り、いかなる費用についても責任を負わない（109条）。

3) 通常実施権者

通常実施権者には侵害訴訟を提訴する権限があるとの規定はない。

4) 強制実施権者

強制実施権者は特許権者に対し、特許侵害を差し止めるために法的手続きを講じるよう求めることができる。実施権者の要求から2カ月以内に特許権者が提訴を拒絶または無視した場合、実施権者は、自己が特許権者であるものとして自己の名において、特許権者を形式上の被告として訴訟を提起することができる。被告に加えられた特許権者は、実施権者の請求に対抗するか請求を支援するかのいずれの権利をも有する。尚、対応せず欠席することも可能であり、訴訟手続きに関与しない限り、いかなる費用についても責任を負わない（110条）。

(2) 警告

権利付与後に侵害訴訟を提起するに当たり、特許権者は警告状を送付するメリットは少ない。逆に、公開段階で警告状を送付すると、被告は訴訟を避けるべく①非侵害となる製品又は製法の検討、②付与前異議申立などを行うきっかけとなる。特許付与後に警告状を送付すると、被告は訴訟を避けるべく①非侵害となる製品又は製法の検討、②付与後異議申立、③無効審判などを行うきっかけとなる。さらに、警告状を送付する場合、「根拠のない侵害への脅迫に対する救済を許可する裁判所権限」（106条）に該当しないよう注意を要する。

(3) 提 訴

民事訴訟（侵害訴訟）の手続きは、民事裁判所に民事訴訟を提起することによって開始することができる。訴状には以下の事項を記載する¹¹⁾。

- ① 提起する裁判所名
- ② 原告の名称、居所
- ③ 被告の名称、居所
- ④ 原告又は被告が未成年或いは精神が不健全であるかと、その影響
- ⑤ 裁判所が管轄権を有することを示す事実
- ⑥ 原告が求める救済
- ⑦ 原告が請求を相殺、放棄することを認める範囲

(4) 訴訟前仮差し止め・証拠保全・財産保全

原告は訴訟申立書と共に差し止め命令などの暫定的救済、被告の財産保全の命令を求める暫定請求を申し立てることができる。原告は訴訟申立書と共に、終局的差止め命令を求める訴訟の判決が下りるまで、仮差し止め（特許製品の製造、販売やマーケティング活動の禁止）を請求できる。この際、①特許権が有効であること、②侵害する可能性の方が高いこと、③仮差し止めによる原告利益と被告不利益とのバランス、④仮差し止めを認めない場合に原告に回復不能な損害を与えることが参酌され裁判所により決定される。

また所謂アントン・ピラー差止め命令（Anton Pillar Order）に相当する規定¹²⁾により、侵害先（被告）が証拠隠滅などをする恐れがある場合、裁判所の判断によって担当官を任命して事前通知なしに被告の敷地内で調査し、証拠や資料を差し押さえることができる。

さらに、マレヴァ型差止め命令により、財産が消費され或いは失効することによって命令が執行不能になる蓋然性が高い場合、裁判所は、被告の財産を保全することが出来る。

(5) 審理手続き

1) 証拠開示手続き

原告もしくは被告は、裁判所の許可があれば、1908年民事訴訟法第11条第1規則により、侵害訴訟手続き中に、相手方へ質問状を送付できる。

2) 立証責任

侵害訴訟において、製造方法に関するものであるとき、①新たな製品の製造方法、②製造方法の特許を侵害しているおそれが有り、原告が合理的な努力によっても実際の方法を特定できない場合、原告が当該製品は直接得られた製品と同一であることを立証すれば、被告は特許方法と異なることを立証しなければならない(104条A)。

3) 侵害訴訟における抗弁

侵害訴訟において、被告はその反訴として特許取消を高等裁判所に請求できる(64条)。反訴をした場合には、侵害訴訟は反訴と共に高等裁判所に移送される(104条)。64条に基づいて取り消すことができる理由の全てを抗弁事由とできる(107条)。

4) 上訴

第一審が高等裁判所の1人の判事で審議された場合の上訴は、同じ高等裁判所の2人の判事により審議されることになる。高等裁判所、最高裁判所ともに、控訴を受理するか否かは、自らの裁量により決定できる。

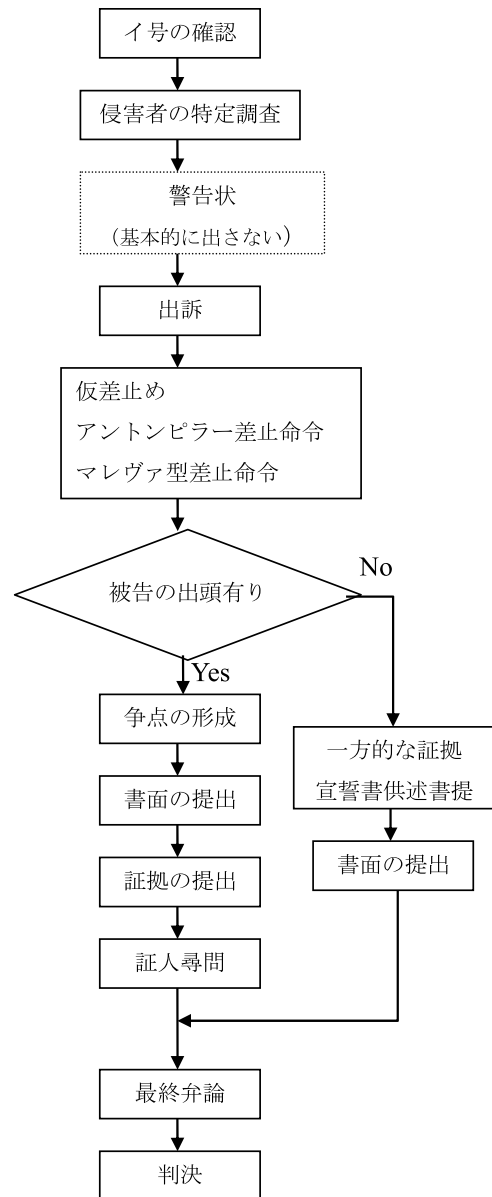
5) 消滅時効

特許権侵害に関する訴訟の消滅時効は出訴期限法(the Indian Limitation Act, 1963)により、侵害行為が発生した日から3年とされている。しかし、運用上、知った日から3年または極端な遅滞でなければ、時効とならず訴訟提起は有効と判断されているとの情報もある。なお、特許が未登録の時に侵害行為を知った場合、登録後3年以内に訴訟を提起しなければいけない。また、特許権侵害が継続している場合には訴訟原因が繰り返し発生していると考えられて

いる。

4.7 民事手続と訴訟の一般的なフロー

以下に、インドにおける民事手続と訴訟の一般的なフローを示す。



民事手続と訴訟の一般的なフロー

4.8 訴訟の状況

インドにおいて、公式な数字としては認証された政府の刊行物はないが、現在、インドにお

ける特許ならびに意匠の訴訟の数は、非常に少なく、毎年70から75件である。また、知的財産権訴訟において、サマリージャッジメント等の略式判決に関する規定はない。判決が確定するまでに、5年以上かかっている。

5. 行政的救済措置（税関による救済）

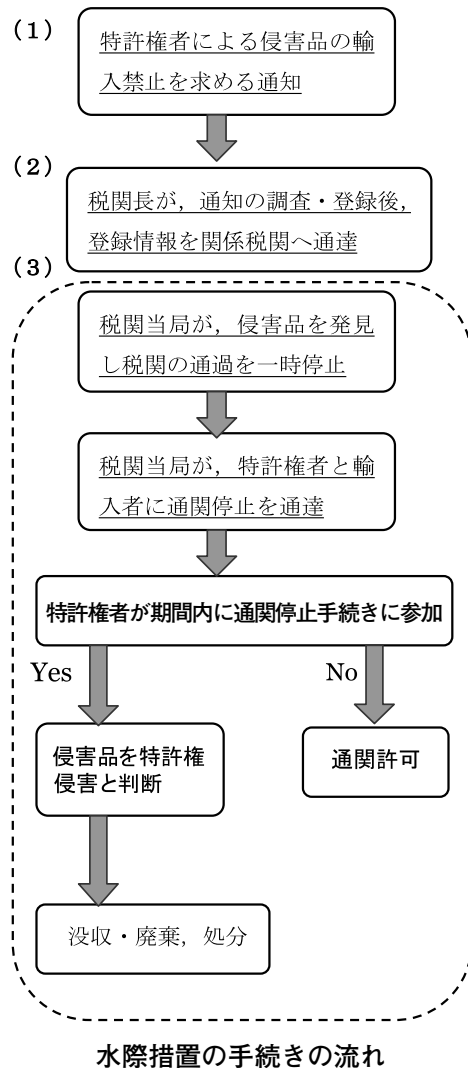
インドでは、知的財産権（特許権、意匠権、商標権、著作権及び地理的表示）を侵害する輸入品について、権利保有者（保護される知的財産権の所有者、以下では「特許権者」と呼ぶ）からの申し立てにより輸入禁止の措置（水際措置）を取ることができる。かかる輸入禁止の措置に関する手続き、条件等は、2007年5月8日に発行された2007年告示第47号、「2007年知的財産権（輸入品）施行規則」（本章では以下「本規則」と呼ぶ）に規定されている¹³⁾。

本規則以前では、商標権及び著作権の侵害品が輸入禁止の対象とされたが、本規則により取締りの範囲が拡大され、意匠、地理的表示および特許の侵害品も輸入禁止の対象に含まれるようになった。

特許権者による侵害品の輸入禁止措置のための手続き並びに条件は本規則により定められているが、2007年10月29日に発行された2007年通達第41号（本章では以下「本通達」と呼ぶ）により、手続きの詳細が解説されている¹⁴⁾。

本通達によると、特許権（及び意匠、地理的表示）については、税関職員による権利侵害の判定が困難なので、侵害訴訟等の司法判断が確立されない限り税関による通関停止処分が実行されないとされており、注意を要する（本通達第4項）。

本規則及び本通達によって定められている輸入禁止措置に係る手続きの概略を以下に示す。



(1) 通知

特許権者は、税関長に対し、権利侵害の疑いがある輸入品（以下、「侵害品」と呼ぶ）の通関手続の停止を求める通知を書面にて提出できる（本規則3（1））。通知の申請料は、2,000ルピーである（本規則3（3））。

(2) 通知の登録及びその効果

税関長は、通知の内容の信憑性を検証し、通知の受領から30営業日以内に当該通知が登録または拒絶されたかを特許権者に知らせる（本通達第11項、本規則4（1））。

通知の登録が承認されると、侵害品とされる商品のインドへの輸入は禁止されたものとみな

される（本規則6）。

通知の登録は、特許権者が税関による通関手続の停止に関する費用や損害を保証するための保証書を税関長に提出することが条件となる（本規則5、本通達第5-7項）。

(3) 通関停止の手続き

税関当局は、特許権者からの通知に基づき、輸入品が侵害品であると信ずるに足りる理由がある場合は、当該輸入品の税関の通過手続きを一時停止する（本規則7（1））。

税関当局は、侵害品の税関の通過手続きを停止したことを特許権者及び輸入業者に通達する。特許権者は、停止の日から10営業日以内（更に10日延長可）に通関停止に係る手続きに参加しなければならない。特許権者が期間内に手続きに参加しなかった場合、当該侵害品の通関が許可される（本通達第18-19項、本規則7（4））。

特許権者が通関停止手続きに参加した場合において、税関当局は、通関停止された侵害品が特許権を侵害していると判断し、当該判断に関して法的手続きが係属されていないときは、当該侵害品を没収し、特許権者からの同意が得られた後、廃棄または通常商業チャンネル外で処分する（本規則11（1））。

侵害品の廃棄、滞船、留置、及び侵害品の破棄または処分までに掛かる費用は、特許権者の負担となる（本規則11（1））。

また特許権者が現在または将来の訴訟の証拠として侵害品のサンプルが必要な場合は、税関当局は、侵害品の廃棄、処分の前に当該サンプルを特許権者に提供できる（本規則11（2））。

上記のように、インドにおいては特許権者の申立てにより税関当局に水際措置を求めることができるが、効果はあまり期待できないとの現地代理人の意見もある。インド政府は、権利者の保護のために輸入禁止措置の強化に努めてお

り、今後の動向に注目したい。

6. 刑事的救済措置

インドでは、商標権及び著作権の侵害に対する刑事上の救済措置はあるが、特許権の侵害に対する刑事上の救済措置はない。

7. 裁判外救済措置（ADR）

インド民事訴訟法の1999年改正において追加された第89条には、裁判所は事件解決の見地に納得した場合は、該当する紛争を裁判外の様々な紛争解決手段に委ねることができると定められている。この改正後、裁判所（特にデリー高等裁判所）は、仲裁、調停、ロク・アダラト（Lok Adalats）¹⁵⁾を通じた和解などの司法的解決を含め、代替的な紛争解決制度を利用した解決に適切な事件を委ねる傾向にある。裁判所はこれまで、知的財産紛争においてこれらの制度を積極的に利用していないが、紛争の当事者はその選択により、適切な事件の効果的かつ適時の司法的判断を得るために、同条に定める裁判所の権限を行使するよう求めることができる。

8. 被告の対応手段

8.1 非侵害確認訴訟

一定要件のもと、何人も自らの方法の使用又は何らかの物品の製造、使用、販売が特許権者又は専用実施権者に対して侵害を構成せずまたは構成するものとはならない旨の宣言を求める訴訟を特許付与の発行後いつでも提起できる。

一定要件とは①原告が書面にて特許権者または専用実施権者に対して訴訟に係わる宣言の趣旨の書面による確認を求め、当該方法または物品を記載した書面による完全な明細を提出したこと、及び②特許権者または専用実施権者がそのような確認をすることを拒絶または無視した

ことを証明した場合を示す。

本訴訟における全ての当事者の費用は裁判所が別段の命令をすることを適当と認めない限り原告が支払う。

本訴訟では特許の有効性を争うことはできず、判決は特許有効性の有無には及ばない(104条, 105条)。

8. 2 侵害訴訟における抗弁

前述のように特許侵害訴訟において、被告は特許侵害訴訟の反訴として特許取消を高等裁判所に請求できる(64条)。反訴をした場合には、侵害訴訟は反訴と共に高等裁判所に移送される(104条)。64条に基づいて取り消すことができる理由の全てを抗弁事由とできる(107条)。

8. 3 先使用权

インドにおいては、先使用权を規定した条文はない。ただし、メールボックス出願で特許が付与された発明に対しては、下記の条件を満たす者が実施しても侵害訴訟を提起されることはなく、その発明を実施する権利が認められている(第11A条(7))。

但し、この権利は移転することはできない。

① 2005年1月1日以前に、相当な投資を行っており、当該特許関係製品を生産販売していたこと。

② 特許付与の日に、当該特許により包含された製品を引き続き製造していること。

しかし、特許権者は、当該特許を実施する者から合理的なロイヤリティを受領する権利を有している。(ロイヤリティの額や料率は、裁判所により決定される。)

9. おわりに

本稿では、インドにおいて特許出願して特許を取得し、権利行使を行う場合の主な留意点について提案した。これらの留意点が読者の今後

のインド特許出願実務の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 「ボーラー条項」とは、一般に医薬品等の認可取得に必要な試験を、先行製品の特許満了前に行うことを許可するものである。この条項により、ジェネリック薬製造業者が特許満了後速やかに製品を上市することが可能となる。
- 2) TRIPS協定により「特許の対象」は技術分野で差別されないことが規定されているが、発効時に化学物質の特許が認めていない締約国では、法制度の構築期間の経過措置として、当該発明に係る「出願」を受領することができる。この出願を「メールボックス出願」という。(TRIPS協定第70条(8))
- 3) インド憲法第一附表
- 4) インド憲法214条
- 5) インド憲法124条(1)、最高裁判所裁判官定員法(the Supreme Court (Number of Judges) Act, 1956) 2条
- 6) インド憲法124条(2), (3)
- 7) インド憲法217条
- 8) インド憲法233条
- 9) 外国人についても、相互主義(Reciprocity)により弁護士資格が認められることがある(インド弁護士法47条)
- 10) インド弁護士法24条
- 11) 民事訴訟法ORDER VII
- 12) 民事訴訟法ORDER XXXIX
- 13) 本規則はURLより参照することができる。
<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-2k7/csnt47-2k7.htm>
- 14) 本通達はURLより参照することができる。
<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-circulars/cs-circulars07/circ41-2k7-cus.htm>
- 15) インドで伝統的に運用されている民間裁定機関

参考資料

- ・国際第3委員会、インドにおける特許取得上の留意点、資料355号(2007年5月)
- ・JETRO、模倣対策マニュアル(インド編)、(2008年3月)
- ・JETRO アセアン・インド知財保護ハンドブック

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2007年 8 月)
・ 社団法人日本国際知的財産保護協会
AIPPI・JAPAN インドにおける知的財産保護制

度及びその運用状況に関する調査研究報告書 (平成
19年 3 月)

(原稿受領日 2009年 7 月16日)

